資料１

児童虐待防止対策の取り組みについて

１．概要

本市の児童虐待防止対策の取り組みや、令和 4 年度に運営開始を予定している「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の概要について報告するものです。

２．取り組み状況について

(1) 家庭児童相談の状況について

児童養育全般や児童虐待・ＤＶに関する相談への対応として家庭児童相談室を設け、相談専用電話「ファミリーダイヤル」や窓口において、家庭児童相談員を中心として相談を受け付けています。

本市の家庭児童相談は年々増加傾向にあり、児童相談は子どもの不登校、発達の問題、保護者の精神疾患や不安、経済問題等、複数の問題が複雑に絡み合っている事案が多く、より専門的な支援が必要とされています。

【家庭児童相談実件数】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3 9 月末
家庭児童相談実件数	251	242	262	337	447	197
① 児童相談（育児・養育相談）	208	203	221	337	395	185
（再掲）虐待通報・相談	60	39	74	75	64	40
② 家庭相談（離婚・DV・助産・生活相談）	43	39	41	33	52	12
（再掲）DV 相談	8	9	13	12	13	3

(2) 要保護児童対策地域協議会

本市では「要保護児童対策地域協議会」を平成 18 年度から設置し、支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るために、地域・関係機関相互の情報共有と連携を図りながら、子どもの安全を守る取り組みを行っています。

※支援対象児童

・要保護児童：虐待を受けている児童、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

・特定妊婦　：出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦

①構成機関

児童福祉機関：県中央児童相談所、市内保育所（園）、子育て支援センター、児童館等

教育機関：市内各小中学校、市内幼稚園

保健医療機関：県仙台保健福祉事務所、市立病院

地域団体：民生委員児童委員協議会、人権擁護委員、青少年育成塩釜市民会議

警察：塩釜警察署　　人権機関：仙台法務局塩釜支局　　行政：塩竈市役所関係部署

②活動内容

・支援対象児童等にかかる情報交換、支援内容の協議
・児童虐待防止にかかる広報・啓発活動、研修、関係機関の連携
・その他児童に関する問題解決のための必要な事項等

③主な活動事例

・代表者会議：支援対象児童等の進行管理
・実務者会議：支援対象児童等の事例検討・研修
・４機関限定実務者会議：県中央児童相談所・学校教育課・子育て世代包括支援センター・子育て支援課との情報交換・共有
・個別ケース会議：関係機関による具体的支援の検討
・児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）の啓発活動

【要保護児童数・世帯数】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3 9月末
要保護児童数	68	58	62	53	81	53
要保護児童世帯数	26	21	24	21	33	21

３．市区町村子ども家庭総合支援拠点について

(1) 概要

平成 28 年の児童福祉法改正に伴い、市区町村は「子ども家庭総合支援拠点」の整備が義務付けられ、令和４年度末までに全市区町村に設置することとされました。

「子ども家庭総合支援拠点」においては、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャル―ワーク業務までを行うことが求められています。

(2) 業務内容等

①業務内容

設置コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行います。

②対象者

管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び要支援者を含む）及び妊婦

③業務

・子ども家庭支援全般に係る業務
　実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整等
・要支援児童等への支援業務
　相談・通告受付、受理会議、調査、支援計画の作成等
・関係機関との連絡調整
　要対協の活用、児童相談所との連携・協働、
　他関係機関や地域における各種協議会等の連携等

(3) 本市の対応

本市においては、令和４年度からの子ども家庭総合支援拠点の設置運営を開始したいと考えております。これまでの取り組みに加え、必要となる設備等の整備や新たな事業の実施に向け検討しています。

４．今後の予定

令和４年１月～3 月　　関係機関との協議、周知・広報

４月　　子ども家庭総合支援拠点開設

※参考

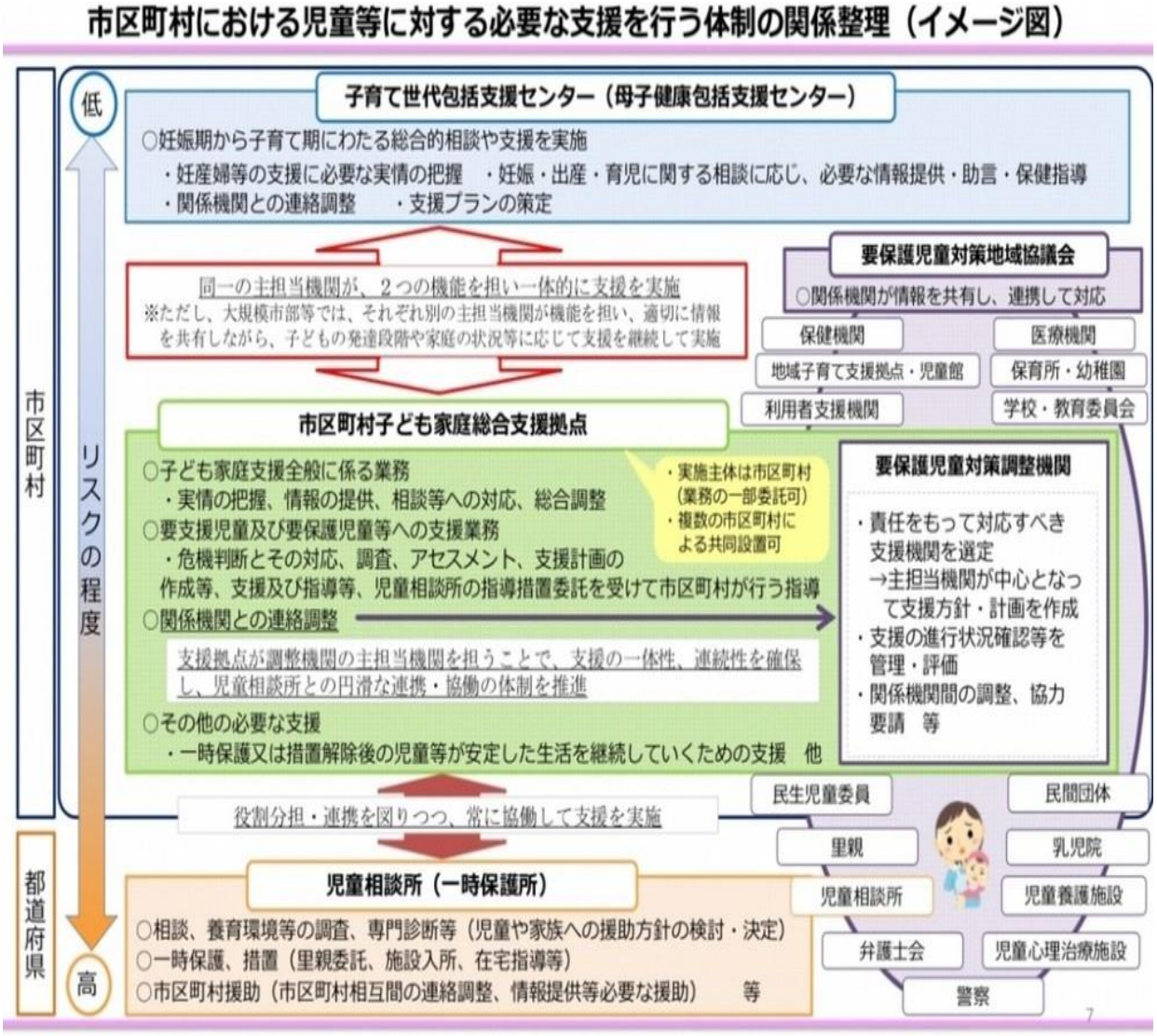

※　子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が２つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。